

千葉県認知症サポーター等養成事業実施要綱

(目的)

第1条 認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(事業内容及び対象者)

第2条 主な事業は次のとおりとする。

(1) キャラバン・メイト養成研修事業

① 目的

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成することを目的とする。

② 対象者

研修の受講対象者は、次の要件を満たし、原則として、「認知症サポーター養成講座」を年間3回程度開催することができる者とする。

ア 認知症介護指導者養成研修修了者

イ 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程修了者

ウ 介護相談員

エ 社団法人認知症の人と家族の会会員

オ その他認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できる者

③ 研修内容・時間等

研修時間は概ね6時間とし、認知症サポーター養成講座を適切に実施できるよう、次のような事項を内容とするものとする。

研修カリキュラム（例）

研修内容	標準時間
① 認知症サポーターの役割 ② 認知症対策におけるサポーター養成事業の位置づけの理解 等	0.5時間
① 認知症に関する基礎的知識の習得 ② 認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢の理解 ③ 認知症サポーターとしての支援内容の理解 等	2.5時間
① 認知症サポーター養成講座の運営方法 等	3.0時間

(2) 認知症サポーター養成研修事業（認知症サポーター養成講座）

① 目的

地域や職域において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。

② 対象者

地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ者

③ 研修内容・時間等

研修時間は90分程度とし、キャラバン・メイトが研修を実施する。

研修カリキュラム（例）

研修内容	標準時間
① 認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは） ② 早期診断・治療の重要性 ③ 権利擁護 等	60分
① 認知症の人への対応 ② 家族の支援 ③ サポーターとしてできること 等	30分

④ その他

認知症サポーター養成講座修了者には、サポーターの証となる「認知症サポーターカード」を交付する。

（委任）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成18年12月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。